

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 28 期 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで

2024 年 5 月 28 日作成（公衆縦覧の日）

監査法人名 監査法人アイ・ピー・オー

所在地 大阪市北区梅田 1-3-1-400

大阪駅前第 1 ビル 4 階 1-115 号

代表者 理事長 細川 正直

一. 業務の状況

1. 監査法人の目的及び沿革

(監査法人の目的)

財務書類の監査又は証明業務

(監査法人の沿革)

年	月	沿革
1996	9	監査法人アイ・ピー・オー（大阪事務所）設立
1997	5	東京事務所開設
1997	6	定款 2 項業務の追加
1997	11	京都事務所、神戸事務所開設
2003	9	大阪事務所移転
2004	7	定款 2 項業務の削除
2005	6	京都事務所廃止
2007	5	東京事務所廃止
2017	8	神戸事務所廃止
2023	9	大阪事務所移転

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当監査法人は無限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

設立第 28 期となった現在において、主に信用組合監査が業務の中心である。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2024 年 3 月 31 日現在

(会計年度末日)

種 別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金 商 法・会 社 法 監 査	1 社	0 社
② 金商法監査	0 社	0 社
③ 会社法監査	1 社	0 社
④ 学校法人監査	0 社	0 社
⑤ 労働組合監査	2 社	0 社
⑥ その他の法定監査	4 社	0 社
⑦ その他の任意監査	0 社	0 社
計	8 社	0 社

(4) 非監査証明業務の状況

大会社等	該当事項ありません
大会社等以外	株式上場のための短期調査を 1 社実施しました

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人は以下の基本理念を掲げています。

- 常に公正性と誠実性を保つこと
- 精神的独立性・経済的独立性を常に保持すること
- 高品質なサービスを提供すること

常に公正性と誠実性を保つこととは、公認会計士という職業専門家に要請される社会的使命を自覚し、常に公正性と誠実性を保って業務を遂行するという事

あります。

精神的独立性・経済的独立性を常に保持することとは、公平中立な第三者として事実を見、解釈し、意見表明を行うということであります。

高品質なサービスを提供することとは、スリムで瞬発力のある組織体質を維持しつつ、高度なスキルと専門性、豊富な経験を基礎として、クライアント・ニーズに的確に応えクライアントの発展に寄与するということであります。

② 経営管理に関する措置

当監査法人は、意思決定機関である社員会において重要事項の意思決定を行うとともに、経営管理に関する情報を共有しております。

③ 法令遵守に関する措置

当監査法人は、社員・職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、基本理念を制定しています。

また、日本公認会計士協会倫理規則 2 条に基づき、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の各原則について、監査の品質管理規程にその方針及び手続を定めております。

④ その他

該当事項はありません。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

監査の品質管理規程において、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

また、監査の品質管理規程において、当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するための方針及び手続を定めております。なお、当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定の時期に日本公認会計士協会が公表する独立性チェックリストにより独立性に対する阻害要因の有無を調査しております。

② 業務に係る契約の締結及び更新

監査の品質管理規程において、契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続

を定めており、監査契約の新規の締結については社員会で決定することとし、監査契約の更新については、審査担当社員による審査を経て決定することとしております。

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、担当している職務内容、品質管理を重視する姿勢、業務の実施等について総合的に勘案し、社員会で決定しております。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当監査法人は、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があることを認識し、社員及び専門職員に必要とされる適性や能力を維持し開発するために、全ての社員及び専門職員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供することを基本方針とし、社員及び専門職員を対象とした宿泊を伴う集合研修を毎年1回開催しております。

また、研修に関する方針及び履修すべき重要な研修内容を社員及び専門職員に通知するとともに、社員及び専門職員の日本公認会計士協会のCPD履修状況を把握しております。

ウ. その他

該当事項はありません。

④ 業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を監査の品質管理規程に定め運用しています。なお、専門的な見解の問合せ先及びその能力の評価については、専門的な見解の問合せに関する細則に定めております。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を監査の品質管理規程に定めております。監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行できないこととしております。

ウ. 監査証明業務に係る審査

当監査法人は、審査に関する方針及び手続を監査の品質管理規程及び審査規程に定めており、監査業務ごとに審査担当者を社員会で選任しております。

審査は契約から意見表明まで監査期間を通じて実施することとしており、審査が完了するまで監査報告書を発行しないこととしております。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために
行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人は、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を監査の品質管理規程及び監査調書および監査ファイルの整理・管理・保存についての細則に定めております。最終的な整理が完了した監査調書および監査ファイルに監査チームはアクセスできないこととなっております。

オ. その他

該当事項はありません。

⑤ 業務の品質の管理の監視に関する措置

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めており、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を行っております。

品質管理のシステムに関する日常的監視については、品質管理担当責任者が品質管理システムの日常的監視チェックリストを用いて確認し社員会へ報告することとしております。監査業務の定期的な検証は、品質管理担当責任者が選任する社員が実施することとしております。

⑥ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

社員会で選任された品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会の代表者が、品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うものとしております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人の社員は全て公認会計士であり、特定社員はいないため、公認会計士

である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことはないと考えられることから、特段の措置は講じておりません。

- (4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

2023 年 11 月

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認
最高経営責任者である理事長が、品質管理担当責任者より定期的に報告を受け、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6 人	0 人	6 人

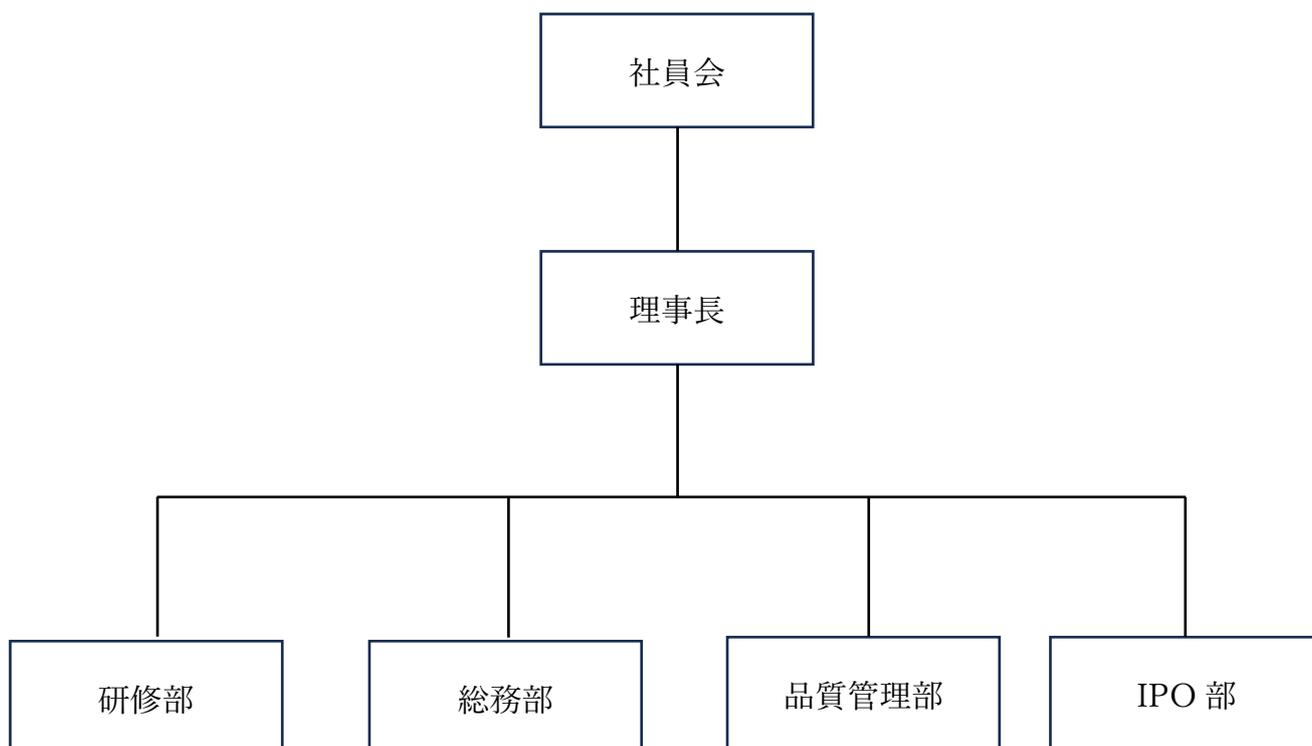
2. 重要な事項に関する意思決定を行なう合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	経営に関する重要事項の意思決定	6 人	0 人	6 人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士で ある使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 大阪事務所	大阪市北区梅 田1-3-1-400	6人	0人	6人	0人 (16人)

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の状況

1. 売上高の総額

(単位：円)

	第27年度 2022年4月1日 ~ 2023年3月31日	第28年度 2023年4月1日 ~ 2024年3月31日
売上高		
監査証明業務	61,124,999	62,850,000
非監査証明業務	0	1,000,000
合計	61,124,999	63,850,000

2. 直近の二会計年度の計算書類

記載の必要はないため省略しております

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

記載の必要はないため省略しております

4. 供託金の額

記載の必要はないため省略しております

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

記載の必要はないため省略しております

6. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

該当事項はありません。

以上